

秋田県スキルアップ促進奨励金 Q&A

【奨励金の目的について】

Q1-1 : 奨励金の目的を教えてください。

A1-1 : この奨励金は、在職者等の自発的な学び直しの促進を目的とし、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座を修了する見込みで、6ヶ月を超えて受講している者を対象に支給するものです。

【対象について】

Q2-1 : 県内在住ですが、住民票上の住所は県外の場合は対象となりますか。

A2-1 : 県内の公共職業安定所(出張所を含む)から専門実践教育訓練給付金の支給決定を受け、申請日時点において居所が秋田県内であれば対象となります。
ただし、住民票上の住所と居所が異なる場合、居所が確認できる書類(公共料金の明細の写し等)が必要となります。

Q2-2 : 奨励金の申請日において、既に訓練が修了している場合は対象となりますか。

A2-2 : 訓練修了後でも申請は可能ですが、最初の支給単位期間に係る専門実践教育訓練給付金の支給申請をする前に本奨励金を申請してください。

【申請について】

Q3-1 : 支給申請に必要な添付書類はありますか。

A3-1 : 支給申請書(様式第1号、様式第2号)のほか、次の書類の添付が必要です。

- ①専門実践教育訓練給付金受給資格者証の写し
- ②領収書の写し
- ③本人確認書類の写し

なお、書類に不足がある場合、原則受け付けできません。

また、審査において確認のために別途必要となる書類が発生し、ご連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q3-2 : 支給申請に回数の上限はありますか。

A3-2 : 本奨励金の支給申請は、教育訓練の1受講あたり1回となります。

Q3-3 : 申請から受給までどれくらいかかりますか。

A3-3 : 県で申請書を受理後、内容に不備等がなければ3～4週間程度で指定の口座にお振り込みをする予定です。

【申請書類の記載等について】

Q4-1 : 振込先をゆうちょ銀行とする場合の記載方法を教えてください。

A4-1 : ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、預金種目、口座番号、名義人を記載してください。

Q4-2 : ネットバンク等で紙媒体の通帳がない場合、通帳の写しとしてはどのような書類が必要ですか。

A4-2 : 電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合には、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる画面等の画像(紙媒体に出力したもの)を提出してください。当座預金については、金融機関から発行される明細等で確認します。

【その他】

Q5-1 : 市町村等の他機関で実施している補助金等と併せて受給できますか。

A5-1 : 本奨励金の制度としては、他機関の制度と併せて受給することができます。ただし、他機関の支援制度が本奨励金と併給可能かどうかにつきましては、それぞれの機関に直接お問い合わせいただくなど、あらかじめご確認ください。

Q5-2 : 奨励金の返還が必要となる場合がありますか。

A5-2 : 虚偽の申告や誓約内容に違反があると判明した場合には、本奨励金の交付決定を取り消し、返還を命じる場合があります。

Q5-3 : 基本情報に「勤務先」や「取得した資格を活用した就職・転職等の意向の有無」がありますが、勤務先に連絡する場合等があるのでしょうか。

A5-3 : 記載いただいた情報は本事業の参考とするもので、それ以外の目的で使用することはありません。